

入院時食事療養費の見直しについて

【改正の内容】

令和6年度診療報酬改定により令和6年6月1日から入院時食事療養費の負担額が変わります。

所得区分		令和6年5月まで	令和6年6月から
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	1食460円 (1日3食1,380円)	1食 490円 (1日3食 1,470円)
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食210円 (1日3食630円)	1食 230円 (1日3食 690円)
	低所得Ⅰ	1食100円 (1日3食300円)	1食 110円 (1日3食 330円)